

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」 をご活用ください！



～「いつも」のつきあいが「もしも」に生きる～

近年多発する大きな災害による被害の状況を目の当たりにし、地域住民どうしのつながりや、絆づくりの大切さを誰もが再認識したところです。

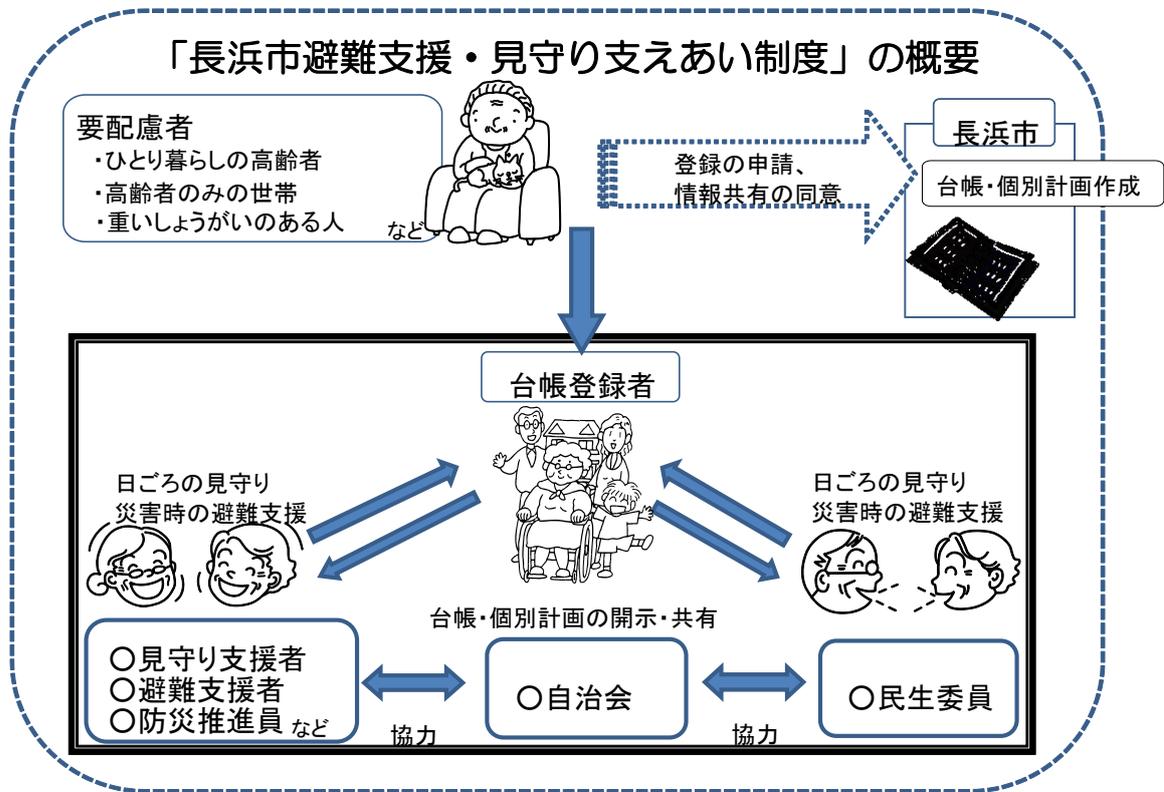
特に、お年寄りや体の不自由な人の避難支援や安全確保のために、身近な人が声をかけ合い、協力して行動する「支えあいの体制」は大変重要です。

この制度は、ひとり暮らしの高齢者やしょうがいのある人などから申出を受け、自治会や防災組織、民生委員・児童委員の皆さんによる支援体制をつくるとともに、市と社会福祉協議会が必要な情報を共有するものです。

この制度を地域防災・避難支援のためのひとつの手法として利活用いただくこと、また、日ごろから地域における見守りを行うことを通じて、支えあいの関係性が築かれ、災害時のスムーズな避難行動につながることを願っています。

◎制度の概要

避難支援が必要な方に制度に登録いただき、登録申請者の台帳及び、登録者ひとり一人の見守り方法や避難支援方法を記した「個別計画」を作成します。この台帳や個別計画を活用して要配慮者を地域で把握、日ごろの見守りの実施や、災害時の備えを行います。



◎制度の対象となる人

★「ひとり暮らしの高齢者」や「重いしょうがいのある人」など、日常生活に手助けが必要な人や、避難をする際に支援が必要な人

- ・災害が起きた時に避難情報が伝わりにくく、情報伝達に配慮が必要な人
- ・避難が必要かどうか自分で判断できない人、避難の準備をひとりですることが難しい人

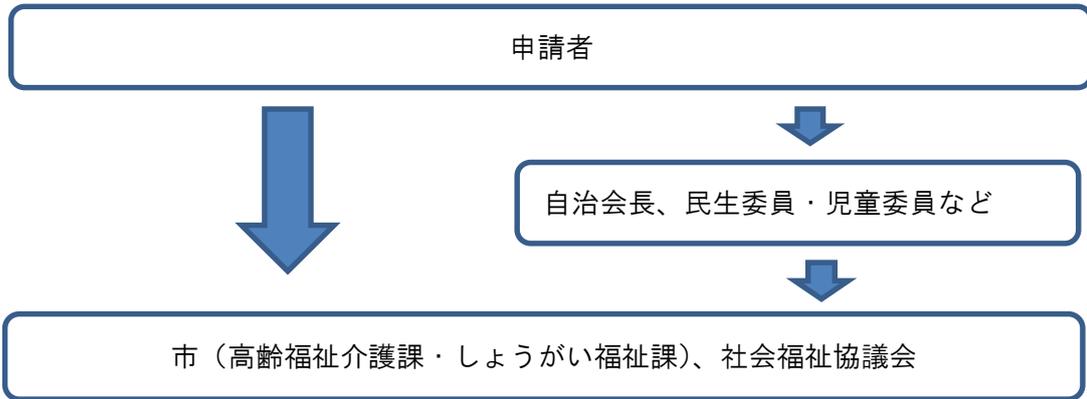
◎制度への登録方法

申請書を市（高齢福祉介護課、しょうがい福祉課）または社会福祉協議会（各支所含む）に提出してください。申請者が直接申請書を提出していただいても、自治会長や民生委員・児童委員、ケアマネージャーなどの方々を通じて提出いただいても結構です。

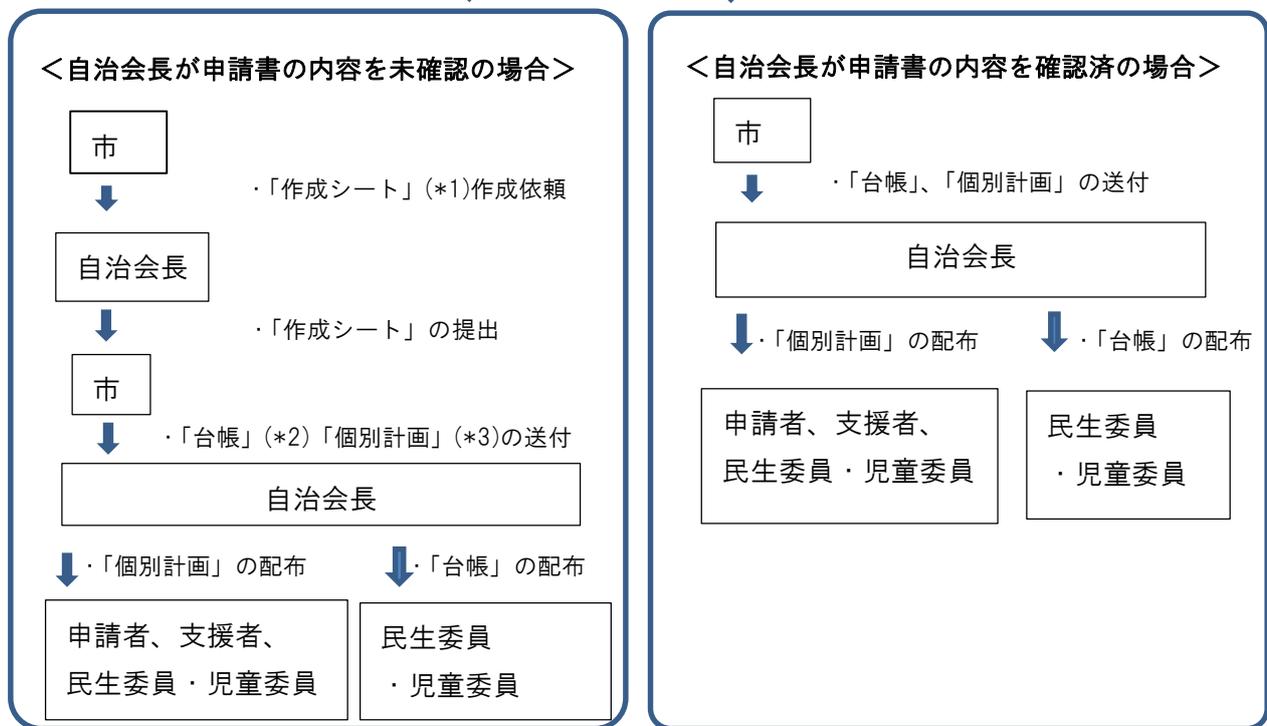
※申請書は、上記の窓口に設置しています。郵送をご希望の場合は、市高齢福祉介護課（TEL 65-7789）へご連絡ください。

登録手続の流れ

<① 申請書の提出>



<② 申請書提出後>



申請いただいた人の情報が制度に登録され、関係者がその情報を共有します。

*1 「作成シート」

「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」を作成するために、自治会でその内容を検討していただくためのシートです。

*2 「台帳」（「災害時要配慮者登録申請者台帳」）

制度登録者の基本情報（名前、住所、電話番号及び一時避難場所等）を記載したもので、自治会ごとに作成します。

*3 「個別計画」（「長浜市避難支援・見守り支えあい計画（個別計画）」）

制度登録者の基本情報及びその支援者の情報に加え、災害時にその方の避難支援をするにあたって気を付けるべきことや、日ごろその方を見守る方法などを記載したものです。登録者一人ひとりに対して作成します。

◎よくあるご質問

質問① 避難支援者・見守り支援者の役割とは何ですか。

回答 制度登録者に対して日ごろから見守りを行い、災害が発生するおそれのある時や発生した時などに、避難情報を伝えたり、安否確認や一緒に避難するなどの支援を行ったりします。

なお、災害時には地域の支援者も被災者です。支援者は自らの安全、家族等の安全を確保したうえで、可能な範囲で支援をしていただくこととなります。避難支援活動に法的な責任や義務を負うものではありません。

質問② 制度に登録すると、必ず避難支援（避難誘導など）をしてもらえるのですか。

回答 災害の規模や状況によりますので、必ずしも避難支援者等からの支援を受けられるとは限りません。

自分の身は自分で守る（自助）意識をもって、日ごろから近所の人とコミュニケーションを図るとともに、避難訓練の参加や防災用品等の準備など、災害時への備えをしておくことが大切です。

質問③ 避難支援者・見守り支援者は必ず選定しないとイケないのですか。

回答 登録申請の際には、原則として避難支援者3人、見守り支援者3人を選定していただきます。避難支援者・見守り支援者になっていただく方の、住所、氏名、連絡先等が自治会や民生委員・児童委員などに伝えられることについて説明していただき、同意を得て記載ください。

なお、支援者を選定できない場合も制度への登録は可能ですが、より効果的な支援体制をつくるため、登録後も引き続き地域の方々とのご相談などをお願いします。

質問④ 個人情報はどこに提供するのですか。

回答 制度に登録されましたら、登録情報を自治会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、避難支援者及び見守り支援者へ提供します。

この情報は、平常時は地域での見守り、また、災害時には避難支援などに活用します。

◎「避難支援・見守り支えあい制度」出前講座

制度について詳しい内容をお話しさせていただきます。ぜひご利用ください。

講座内容	申込先
制度の内容・登録方法など	長浜市社会福祉課 (TEL 65-6536)
制度の活用方法など	長浜市社会福祉協議会地域福祉課 (TEL 62-1804)

※市と社会福祉協議会の合同開催も可能ですので、ご相談ください。

◎お問合せ先

- ・制度の内容等について：長浜市社会福祉課
(長浜市役所本庁舎1階 TEL 65-6536)
- ・制度への登録方法等について：長浜市高齢福祉介護課
(長浜市役所本庁舎1階 TEL 65-7789)